

1. 次期都市計画マスタープラン策定の背景・目的と位置付け

■策定の背景・目的

調布市では、平成 10(1998)年に市民とともに議論を重ね、「調布市都市計画マスタープラン」を策定し、「住み続けたい 緑につつまれるまち 調布」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

その後、持続可能なまちづくりの取組や地球環境への配慮、また、本市の発展の原動力となった京王線の地下化に伴う都市構造の大きな変化等を背景に、平成 26 年 9 月の改定を経て、計画年次である令和 4 年度を迎えました。

現在改定から約 10 年が経過しようとしていますが、本市においては、総人口は微増を続けている一方、将来的には人口減少・超高齢社会の到来が見込まれています。また、地震や風水害被害を受けての安全・安心に関する市民意識の高まりや崖線緑地や都市農地の減少など、様々な課題に直面しています。

このような状況の中、今後も持続的な発展を可能とするためには、安全で快適な市街地を形成するため、今後も一層の都市基盤の整備を進めるとともに、これまでに構築してきた貴重な都市空間を生かし、既存ストックを活用していくことが必要です。

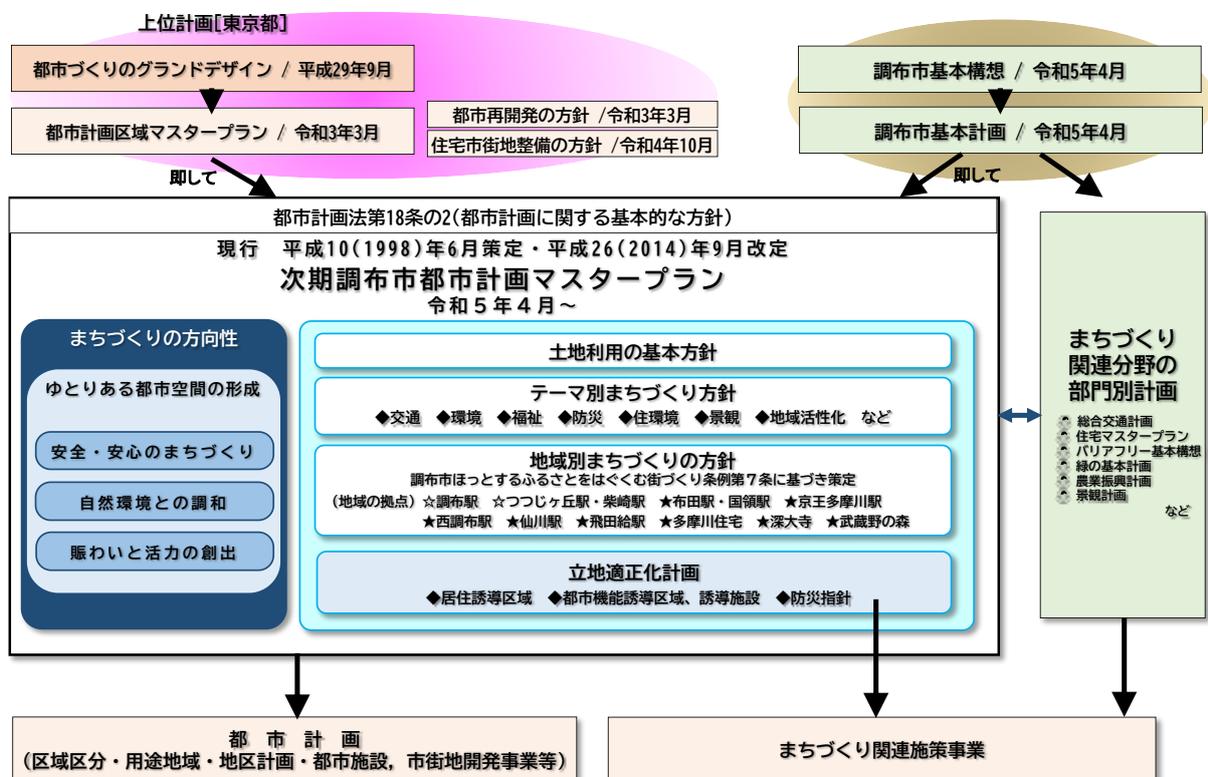
こうした社会情勢の変化や現状のまちづくりに関する課題に対応するため、都市計画区域マスタープランや本市の総合的なまちづくりの目標を共有する調布市総合計画をはじめとする上位計画等との整合性を図りながら、「調布市都市計画マスタープラン」を新たに策定します。なお、策定にあたっては、多様な都市機能の集積等により、さらなる都市空間の質を高めていく観点から、「調布市立地適正化計画」を含めてとりまとめることで、より実効性の高い計画として策定します。

今後は、都市計画マスタープランに示されたまちづくりの理念や将来都市像の実現に向けて、市民、事業者及び市の連携のもと、住み続けたいまちづくりの取組をより一層進めていきます。

■位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づき、調布市の都市計画の基本的な考え方を示すものであり、調布市におけるまちづくりの総合的な指針となるものです。今後、調布市が定める都市計画は、このマスタープランに沿ったものでなければならず、都市計画（まちづくり）分野においては、市の最上位計画となります。また、都市計画マスタープランは、各分野の事業などの実施について明確な財源を確保しながら詳細に示すものでなく、都市計画的な視点から施策方針の考え方を示すことにより、今後、想定される個別の施策を進めていくうえでの原則として、市民、事業者、市の三者による、具体的なまちづくりの基本的な方針としての役割を果たすものです。

【都市計画マスタープランの位置付け】



2. 策定の視点

■策定の基本的な考え方

以下を策定に当たっての基本的な考え方とします。

市では、令和4年度に、令和5年度から8年間を期間とする調布市基本構想を策定予定であり、それに定めるまちの将来像の実現に向けて様々な行政分野でのまちづくりに取り組んでいきます。一方、都市計画マスタープランで掲げるまちづくりの目標のうち、理念・目指すべき将来都市像については、基本構想のまちの将来像と共通するものであると考えます。

策定に当たっては、現行計画における都市計画の目指すべき将来像・目標・基本的な考え方を継承しながら、現行計画策定後の社会経済情勢の変化・法改正等の新制度の状況、調布市のまちづくりの取組・進捗等との整合を図り、必要な内容修正・時点修正を加えるものとします。

【改定のポイント】

ポイント①：現行計画策定後の社会経済情勢の変化に対応した改定

ポイント②：現行計画策定後の新制度に対応した改定

ポイント③：現行計画策定後の調布市の変化に対応した改定

■主な策定の視点（案）

現行都市計画マスタープラン（改定版）では、8つの視点が示されています。これらの考え方を踏襲しつつ、策定の基本的な考え方を踏まえ、次期都市計画マスタープランにおける策定の視点を示します。（資料2参照）